

浜頓別町高齢者番付表

敬老会

東 (おじいちゃん)			番付	西 (おばあちゃん)		
年齢	氏名	住所		年齢	氏名	住所
97	石川由之助	頓別4	横綱	98	小野寺タカヨ	日の出4
95	高橋謙一	緑ヶ丘5	大関	96	宮永 緑	清風苑
93	蓑島泰助	清風苑	関脇	96	野呂 はる	旭ヶ丘6
91	田村八十松	清風苑	中結	95	工藤 コウ	清風苑
91	菅原昌之進	清風苑	前頭1	95	阿部 とめ	清風苑
91	市川 功夫	南3-3	前頭2	94	河島 ハル	頓別4
90	長縄 薫	清風苑	前頭3	94	小本 たみ	緑ヶ丘2
90	細谷 正照	旭ヶ丘2	前頭4	93	森田タキミ	清風苑
90	大川 忠雄	日の出2	前頭5	93	鹿内 カヨ	清風苑
90	藤田 定助	頓別4	前頭6	93	花田 はな	斜内
89	小野善太郎	頓別2	前頭7	92	松浦 房子	下頓別3
89	中島喜一郎	斜内	前頭8	92	金森 綾子	北2-2
89	山本 壽雄	下頓別3	前頭9	92	中塚 ハツ	斜内
89	前田 友成	茂字津内	前頭10	91	石川さわの	清風苑
89	北見 一興	日の出2	前頭11	91	菅生 ヨシ	頓別2
89	佐藤 長栄	豊浜	前頭12	91	吉井 すへ	大通2
			前頭13	91	福田 ミナ	清風苑
			前頭14	91	石堂 もも	安別
			前頭15	91	平中ミノリ	常盤
			前頭16	91	立島 つま	南2-1
			前頭17	91	山岸 トミ	清風苑
			前頭18	91	永沼千代子	日の出2
			前頭19	91	上川原春よし	清風苑

祝
長寿

むかし話しながら

楽しくゆかいに。

祝
米寿

氏名	住所
山田 秀隆	豊寒別
菊池 キナ	大通8
松尾 茂雄	日の出3
横浜 ハル	緑ヶ丘2
長谷部 ヨシ	清風苑
石川 定雄	清風苑
田辺 キヨ	清風苑
林 初枝	清風苑
和田ミツエ	清風苑

浜頓別町敬老会

9月9日、多目的アリーナにおいて、浜頓別町敬老会が開催され、270名のお年寄りが参加して長寿を祝いました。

最初に出席者を代表して金森綾子さんと、米寿を迎えられた9名の方に、廣瀬町長から記念品が贈られた後、町長をはじめ、来賓の方々よりお祝いのご挨拶が述べられました。

祝宴に入ると、お年寄りの方々は食事をしながら、保育所や幼稚園の子ども達の遊戯やカラオケなどを楽しみ、時間が経つのを忘れ語り合っていました。

清風苑の敬老会

9月12日、特別養護老人ホーム清風苑の敬老会が開催され、50名の入所者は楽しいひとときを過ごしました。

廣瀬町長と、町福祉会理事長職務代理者の小田切博行さんからお祝いのご挨拶が述べられ、米寿を迎えた5名の方々に記念品が贈られました。

余興では、マジックショーと歌謡ショーが行われ、お年寄りの方々は、大好きな歌を口ずさんだり、手拍子しながら盛り上がりしていました。



▲▲ 特別養護老人ホーム清風苑の敬老会の様子



▲▲ 浜頓別町敬老会の様子



70歳以上の高額療養費（高額医療費）の支給についてお知らせ

高齢者も 払い戻しを 受けられる？



老人保健の人でも大丈夫？



ご安心ください！70歳以上の国保の人は高額療養費の支給、老人保健の対象の人は高額医療費の支給が受けられます。70歳未満の人とは違って、いくつもお医者さんにかかった費用を合計して、払い戻しを受けられます！

自己負担限度額（月額）

1ヶ月の間に、医療機関の窓口で支払った費用が次の限度額を超えたとき、申請により、超えた分が払い戻されます。

		外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院および世帯ごとの限度額
一定以上 所得者		40,200円	72,300円 + [(実際にかった医療費 - 361,500円) × 1%] (40,200円) ※1
一般		12,000円	40,200円
低所得	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

左の表では

あなたはどの所得段階？

- 一定以上所得者（※2）
- 低所得II…世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人
- 低所得I…世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人

※1 () は、12ヶ月間で4回以上、高額療養費または高額医療費の支給を受ける場合の、4回目からの限度額です。

※2 一定以上所得者に該当するのは、次のような人です。

- ・70歳以上の人で、課税所得（各種控除後）が年収124万円以上の人。
- ・上記の人と同じ世帯の70歳以上の人。ただし、その世帯の70歳以上の人々の年収が合計637万円未満（該当者が1人の世帯では、年収450万円未満）の場合は、役場保健福祉課国保係の窓口申請すれば、1割負担となります。

高額療養費（高額医療費）の計算方法

70歳以上の人の場合は、次の方法で高額療養費（または高額医療費）を計算します。

例）AさんとBさんのご夫婦が、1ヶ月間にこれだけお医者さんにかかった場合（Aさん夫婦の所得段階は一般とする）



Aさん（夫）70歳（国保）

外来 10,000円
外来 10,000円
入院 35,000円



Bさん（妻）70歳（国保）

外来 30,000円
入院 40,200円

※入院の場合、医療機関の窓口で支払う負担は、かかった医療費にかかわらず、入院および世帯の限度額までとなります。

①まず、個人ごとに外来で支払った額について合計し、払い戻される額を計算します。

Aさんの外来

外来の合計 20,000円 - 外来限度額 12,000円 = 払い戻される額 8,000円

…①

Bさんの外来

外来の合計 30,000円 - 外来限度額 12,000円 = 払い戻される額 18,000円

…②

②次に、世帯単位で外来で最終的に負担となった額と、入院で支払った額を合計し、払い戻される額を計算します。

Aさんの外来+入院負担 (12,000円 + 35,000円) + Bさんの外来+入院負担 (12,000円 + 40,200円) - 世帯限度額 40,200円 = 払い戻される額 59,000円

…③

この世帯で払い戻される額は、①+②+③=85,000円

問合せ・申請窓口…役場保健福祉課国保係（ほけんセンター内） ☎2-2345（内線405） ※申請には印鑑が必要です